

経緯

金属を溶かす工作中に顔面にやけどを負った男性が、労災保険制度の後遺障害等級表における著しい外貌の醜状に関する評価が、女性の7級に対して男性は12級とされているのは、男女平等を定めた憲法に反するとして、国の給付認定の取消しを求めた訴訟を提起。

→京都地裁は、障害等級の男女格差は違憲と判示（平成22年5月27日判決。同年6月10日確定）。

平成22年5月27日京都地裁判決

「著しい外貌の醜状についてだけ（中略）大きな差が設けられていることの不合理さは著しい」ことから「合理的理由がなく性別による差別的取扱いをするものとして、憲法第14条第1項に違反するものと判断せざるを得ない」

等級の改正

厚生労働省における対応

- 厚生労働省に設置された「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」の報告書に基づき、労災保険制度の障害等級規定を見直すことが決定された。
- 外貌の醜状に関する男性の等級を女性の等級に揃えると同時に、医療技術の進歩等を踏まえ、中間の等級を新たに設定。
- 労災保険制度における等級表は、平成23年2月1日に改正され、違憲判決の確定日である平成22年6月10日に遡及して適用。

国土交通省における対応

- 自賠責制度における障害等級表は、表とその解釈、運用について、労災保険制度に準拠していることから、厚生労働省における検討結果を踏まえ、自賠責制度の等級表（政令）を改正する。
- 改正施行令の公布は平成23年5月2日。労災保険制度と同様に遡及して適用（平成22年6月10日以後に発生した事故について適用。）。

■自賠責保険の等級表改正（自動車損害賠償法施行令別表第二）

現 行		改 正 後		
障害等級	後遺障害	障害等級	後遺障害	(保険金額)
第7級	12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの	第7級	12 外貌に著しい醜状を残すもの	1,051万円
第9級	—	第9級	16 外貌に相当程度の醜状を残すもの	616万円
第12級	14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 15 女子の外貌に醜状を残すもの	第12級	14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第14級	10 男子の外貌に醜状を残すもの	第14級	—	75万円